

みんなで支えあう 国民健康保険

医療費が高額になったときは、高額療養費制度が使えます

高額療養費は、医療機関で支払った一部負担金が高額になった場合に、自己負担限度額を超えた金額を国保で負担する制度です。（ただし、保険適用とならない診療や、入院時の差額ベッド代、食事代等は支給対象となりません）自己負担限度額は、70歳未満の方と、70歳以上の方（後期高齢者医療制度対象者を除く）で異なり、また世帯の所得区分によっても異なります。

70歳未満の方

同じ方が同じ月に、同じ医療機関に支払った自己負担額が下表の限度額を超えた場合に対象となります。

所得要件※1	自己負担限度額	
	年3回目まで	年4回目以降※3
901万円超	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円
600万円超～901万円以下	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円
210万円超～600万円以下	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
210万円以下	57,600円	
住民税非課税※2	35,400円	24,600円

70歳以上の方

同じ月に医療機関に支払った金額が下表の限度額を超えた場合に対象となります。

所得区分		自己負担限度額			
		外来 [個人単位]		外来+入院 [世帯単位]	
		年3回目まで		年4回目以降※3	
現役並み 所得者※4	課税標準額※6 690万円超	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1%		140,100円	
	課税標準額※6 380万円超	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1%		93,000円	
	課税標準額※6 145万円超	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%		44,400円	
一般		18,000円 (年間144,000円上限)	57,600円		
住民税 非課税	Ⅱ※2	8,000円		24,600円	
	Ⅰ※5			15,000円	

- ※1 同一世帯のすべての国民健康保険被保険者の年間基準所得額。
- ※2 同一世帯の世帯主およびすべての国民健康保険被保険者が住民税非課税の方。
- ※3 過去12か月の間に同じ世帯で3回以上高額療養費の支給を受けたときの自己負担上限額。
- ※4 同一世帯に一定所得（145万円）以上の70歳以上の国民健康保険加入者がいる世帯。
- ※5 同一世帯の世帯主およびすべての国保被保険者が住民税非課税で、所得が一定基準に満たない方。
- ※6 課税標準額とは、地方税法上の各種所得控除後の所得。

【同じ世帯で合算して限度額を超えたとき】

1つの世帯で同じ月内に21,000円以上の一部負担金を医療機関等の窓口で2回以上支払い、その合計額が自己負担限度額を超えた場合は、その超えた分を支給します。家族の分だけでなく、同じ人が別の医療機関で支払った場合も合算できます。

確定申告の前に高額療養費を請求してください

高額療養費の申請には、医療機関の領収書が必要です（領収書の原本はお返しします）。確定申告の医療費控除に領収書を提出される前に、高額療養費の該当になっていないか、今一度確認されることをおすすめします。

高額療養費の申請をする場合は、医療機関の領収書、印鑑（朱肉を必要とするもの）、世帯主の名義の通帳、手続きに来られる方の本人確認書類、世帯主および手続きに来られる方の個人番号がわかるものをお持ちください。
なお、町では高額療養費の該当になるとと思われる方には、申請勧奨の案内を送付しています。

◆問い合わせ先 住民課 保険年金担当 ☎0748-52-6584

お知らせ

ハローワーク東近江マザーズコーナー「お出かけ相談」

「今は子育て中だけど、そろそろ働きたい」「仕事探して何から始めたらいいのかわからない」そんな思いのお母さんのために、就労相談会を開催します。

相談会は座談会形式で、仕事探しの準備や求人現状などに相談員がお答えします。

●とき／1月29日(水) ①午前10:15～11:00／②午前11:15～正午 ●ところ／つどいのひろば「ぼけっと」(日野町勤労福祉会館前) ●定員／各回5名

◆申し込み先

つどいのひろば「ぼけっと」
(平日 9:00～16:00)
☎0748-53-2524

◆問い合わせ先

ハローワーク東近江 マザーズコーナー ☎0748-37-3882

町内で事業を営んでいる方へ 償却資産(固定資産税)の 申告は1月31日(金)までです

償却資産とは、会社や個人で事業をしている方が、その事業のために所有している構築物、機械、器具、備品などの資産を言い、固定資産税の課税対象になります。

申告の対象となるのは、令和2年1月1日時点で、町内に所在する償却資産です。償却資産の所有者には、**法令により必ず申告する**

よう義務付けられています。

前年に申告された償却資産の所有者の方には、昨年末に申告書等を送付しています。**1月31日(金)までに**税務課へ申告してください。

なお、申告書がお手元に届いていない場合や、新しく事業を始め方で申告書がない場合などは、ご連絡ください。

◆問い合わせ先

税務課 固定資産税担当
☎0748-52-6572

消防出初式の会場変更

新春の恒例行事「消防協会日野支部出初式」の会場が変更となりましたので、お知らせします。防火パレード、祝賀放水場所は例年通りです。皆さんの見学をお待ちしています。

●とき／1月12日 午後1:30～

●ところ／日野小学校体育館 ●その他／今年は東近江行政組合消防音楽隊が式典やパレードで演奏を披露されます。

◆問い合わせ先

総務課総務担当
☎0748-52-6500

公立甲賀病院 地域住民公開講座 「がん治療最前線 ～2人に1人ががんになる時代に～」

●とき／2月1日(土) 午前10:00～午後1:30【受付9:15～】

●ところ／甲西文化ホール(湖南

市中央5丁目57) ●内容／①公立甲賀病院の医師・薬剤師による講演(内視鏡診断治療/外科治療/抗がん剤治療) ②ブース展示・相談コーナー。当日は、医療展示(体験型)・行政ブース等も催します。 ●対象／地域住民の皆さん ※参加無料・申込不要 ●定員／400名(先着) ●申込／当日受付のみ

◆問い合わせ先

公立甲賀病院 総務課
☎0748-62-0234

2月のし尿収集カレンダー

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29

■…し尿収集はお休みです

し尿収集の予約は5日前までにクリーンぬのびき広域事業協同組合(☎0748-23-0107)へ申し込んでください。

相談室

●よろず相談

とき…毎週木曜日
(第3木曜日を除く)
午前9:00～正午
(受付 午前11:30まで)

ところ…勤労福祉会館1階相談室

●行政相談

とき…毎月第3木曜日
午前9:00～正午
(受付 午前11:30まで)

ところ…勤労福祉会館1階相談室

布引斎苑休苑日 2月5日(水)

町長懇談室

事前に①希望日、②懇談内容、③連絡先を担当までお知らせください。ご連絡いただいたときに日程調整いたします。

企画振興課 秘書広報担当
☎0748-52-6550

休日診療の歯医者さん 1月 2月

1/1(祝)	藤居歯科医院	東近江市林町9-2	☎0748-42-0240
1/2(木)	住井歯科医院	東近江市東沖野3丁目1-25	☎0748-22-1290
1/3(金)	マキノ歯科医院	東近江市中野町800-1	☎0748-24-5300
1/13(祝)	鎌田歯科医院	近江八幡市中小森町303-5	☎0748-34-8063
2/11(祝)	もうり歯科	日野町日田105-1アイエスプラザ1F	☎0748-53-2048
12/24(祝)	阿部D歯科医院	東近江市種町1710-4	☎0748-36-3022

◆問い合わせ先 一般社団法人湖東歯科医師会 ☎0748-20-2801